

おらほの納税教室

今月は町県民税について

町県民税の申告はお済みですか？

申告期間中に申告をしなかった人で、平成31年（令和元年）中に「給与・年金以外の収入があった人」「収入が全くなかった人」は、所得の情報を町で把握できないため、町県民税の申告が必要になります。

町県民税の申告が必要な人（町や税務署で申告をした人を除く。）

- 平成31年（令和元年）中にお勤め先で年末調整が終わっている人で、給与以外の収入があった人
- 平成31年（令和元年）中に公的年金受給者で、年金以外の収入があった人
- 平成31年（令和元年）中に収入が全くない人

※町で所得情報を把握できていない人に対し、「申告案内書」を送付しています。

申告書が届いた人は、申告に必要な書類を準備の上、速やかに町県民税の申告を行いましょう。



申告に必要な書類

- 平成31年（令和元年）中に給与または年金以外の収入があった人
 - ・給与または年金の源泉徴収票とその他の収入が分かる書類
 - ・町から送付する「町県民税 簡易申告書」
- 平成31年（令和元年）中に収入が全くない人
 - ・町から送付する「収入のない旨の届出書」



未申告のままだと

所得が把握できず適正な課税が行えません。

また、各種手続きに必要な課税（非課税）証明書や所得証明書が発行できないことや、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料が軽減にならないことがあります。また、福祉サービス等の利用額が高額に算定される場合があります。平成31年（令和元年）中の所得の申告がお済みでない人は、早めに申告手続きをしてください。

令和2年度町県民税課税証明書の発行開始日

令和2年度町県民税を給与からの特別徴収（給与から天引き）により納付される人 → 5月15日（金）

令和2年度町県民税を普通徴収（納付書・口座振替）または年金からの特別徴収（年金から天引き）により納付される人 → 6月15日（月）

町民税務課税務係 ☎46-1372

町県民税とは

町県民税とは、「地域社会の費用をできるだけ多くの住民の人に分担してもらう」という性格を持っている税金です。

通常、前年の所得額に応じた「所得割」と、一定額以上の所得額がある人に課税される「均等割」の合計が年税額となり、町の税金（町民税）と併せて県の税金（県民税）も課税されます。

令和2年度に南三陸町で町県民税が課税される人

令和2年1月1日現在で南三陸町に住所を有する人

南三陸町内に家屋敷や事業所・事務所を有する人で、南三陸町に住所を有しない人

町県民税の徴収方法には、普通徴収と特別徴収があります

普通徴収とは

納税通知書に記載された年税額を、納税者が納付書または口座振替により納める方法で、6月、8月、10月および翌年1月の4期に分けて徴収します。

納付書は、6月中旬に、納税通知書とあわせて1年分（1期から4期）をお送りしますので、大切に保管し、納期限内に忘れずに納めましょう。

特別徴収とは

事業主（給与支払者）や年金機構などが、毎月の給料や年金から本人の町県民税を天引きして納める方法です。

特別徴収税額通知書は、事業主にお送りします。



* 今月の税 *

納め忘れのないよう、早めに準備しましょう！

町県民税……………第1期

納付期限 6月30日(火)

口座振替日 6月25日(木)